

岡山県建築住宅センター(株) 確認申請チェック票 兼 併願申請書

提出者（代理者）	△△工務店 岡建 住太郎 (TEL) ###-###-### (FAX) \$\$\$-\$\$\$-\$\$\$		
申請者・工事名称等	株式会社〇〇ハウス ××地区2期1号棟 ← 申請物件が特定できるように記入して下さい。		
建物概要	用途：■住宅（■一戸建て □長屋または共同住宅 / □複合用途あり） □その他（ ） 工事種別：■新築 □増築（□別棟 □同一棟*） □改築* □移転* □用途変更* □大規模の修繕・模様替* *検査済証または現況調査報告書、及び既存図面を確認下さい。 延べ面積：（ 125.00 m ² ）階数：（ 2 階）構造：（ 木造 ）		
法第6条第1項区分	□第一号（法別表第一(イ)欄の特殊建築物で床面積200m ² 超え） □第二号（非木造又は木造で階数3以上 または 延べ面積300m ² 超え） ■第二号（木造で階数2以下かつ 構造計算（木造壁量計算を含む）を要するものについては 事前相談提出時における提出状況をチェック(■)して下さい。 □第三号（階数1かつ延べ面積200m ² 以下）		
構造計算 木造壁量計算を含む	■提出済 □未提出 □提出不要（不要の理由を記入下さい。） ■要（木造壁量計算）●へ □要（許容応力度計算等）◎へ □同一機関（弊社に申請） □他機関		
省エネ基準	□提出済 ■未提出 □提出不要（不要の理由を記入下さい。） □省エネ適判 □仕様基準等【住宅に限る】★へ ■評価書等による省エネ適判省略【住宅 □設計住宅性能評価 □長期優良住宅の認定 □長期 □その他（ ） 併願申請確認欄 □併願申請なし □設計住宅性能評価 ■長期使用構造等確認 □適合証明（ノット35）		
申請図書	No. 1 確認申請書 2 委託書 3 各種許可書等（建築基準法、都市計画法、盛土規制法【判定フロー】、条例等） 4 付近見取図 5 配置図 6 敷地面積求積図・建築面積床面積求積図 7 各階平面図 8 2面以上の立面図 9 2面以上の断面図 10 地盤面算定表 ※建築物の地盤面に高低差の無い場合は不要 11 提出図書を確認の上、申請者確認欄にチェック(✓) または添付状況を記入し空欄の無いよう全項目埋めて下さい。 12 13 14 15 16 17 建築計画概要書、建築工事届 ※確認申請図書一式とは別に提出 18 浄化槽に関する書類一式（原本・正本・副本） 19 ●仕様表 または 法チェック・仕様表(弊社限定) ※◎による場合は不要(注2)(注3) 20 ●設計支援ツール（早見表・表計算ツール）(注2)(注3) 21 ●壁量判定（耐力壁図含む）要（木造壁量計算）の場合、必要です。(※)(注2)(注3) 22 ●四分法判定（耐力壁図含む）(注2)(注3) 23 ●柱頭柱脚金物算定表(注2)(注3) 24 ◎構造計算書、構造図（各要（許容応力度計算等）の場合、必要です。(◎)(注2)(注3) 25 ●◎地盤調査報告書、地盤改良検討書（地盤改良工事を行う場合）(注2)(注3) 26 ★仕様表【省エネ仕様基準用】(注2)(注4) 27 ★断熱材の仕様のわかる図面（矩計図等）省エネ基準を仕様基準で適合させる場合、必要です。(★)(注2)(注4) 28 ★使用する建材(断熱材、窓ドア等)や設備機器(注2)(注4)		
備考	添付図書の不備状況や、事前確認協議事項等について記入して下さい。		

構造関係規定への確認手続きを要するものについてはチェック(■)して下さい。

申請先機関をチェック(■)して下さい。

省エネ適判省略(仕様基準、評価書等)に関わらず、省エネ基準への確認手続きを要するものについては事前相談提出時における提出状況をチェック(■)して下さい。 ※確認申請書第二面8とはチェックの仕方が異なりますのでご注意ください。

省エネ基準を何で確認するかを
チェック(■)して下さい。

事前相談提出時に並行して
準備中等の場合は「手続中」
と記入して下さい。
審査・訂正の中で手続きが済み
次第、早急に提出して下さい。

事前相談提出時に並行して
準備中等の場合は「手続中」
と記入して下さい。
審査・訂正の中で手続きが済み
次第、早急に提出して下さい。

建築基準法施行令第43条第1項及び
第46条第4項に係る経過措置の適用
を受ける場合は「経過」と記入して下さい。

設計住宅性能評価または長期使用構造等
確認を当社に併願申請される物件については
事前相談提出時での添付は不要です。
※審査円滑化のため、設計住宅性能評価または
長期使用構造等確認での審査にめどがたった
段階で添付していただいで構いません。

事前相談提出時に準備中等の場合は
「手続中」と記入して下さい。
審査・訂正の中で手続きが済み
次第、早急に提出して下さい。

省エネ適合判定通知書・評価書等が交付され次第、当該省エネ適合判定
通知書・評価書等又はその写しを提出する必要があります。
法第6条第1項第三号建築物を除く(注2)

※評価書等…設計住宅性能評価書、長期優良住宅の認定書、
長期使用構造等の確認書

法第6条第1項区分が第三号(注2)で審査特例
のある図書についてはチェック不要です。
※項目ごとグレーアウトとして下さい。

法第6条第1項区分のチェック欄で第三号に
チェック(■)することで、審査特例
のある項目がグレーアウトします。

岡山県建築住宅センター(株) 省エネ適判用申請図書チェック票【一戸建ての住宅標準計算】

提出者(代理者)	△△建築士事務所申請 省太郎 (TEL) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000		
申請者・工事名称等	株式会社〇〇ハウス ××地区2期1号棟	← 申請物件が特定できるように記入下さい。!	

No	提出図書	申請者 確認欄	センター 確認欄
1	計画書	✓	
2	委任状	✓	
3	設計内容説明	✓	
4	付近見取図	✓	
5	配置図	✓	
6	仕様書・設計	✓	
7	各階平面図	✓	
8	求積表(敷地)	✓	
9	区分別床面積表(主たる居室・その他の居室・非居室)	✓	
10	立面図	✓	
11	断面図又は矩計図	✓	
12	各部詳細図	✓	
13	一次エネルギー消費量計算書 ※WEBプログラム	✓	
14	外皮計算シート(部位の熱貫流率U値等計算書なども含む。)	✓	
15	外皮・部位別面積表(立面図等へ記載されている場合を除く)	✓	
16	建具表(平面図等へ建具寸法が記載されている場合を除く)	✓	
17	24H換気計算書	✓	
18	設備図	✓	
19	照明機器リスト	✓	
20	使用する建材(断熱材、窓ドア等)や設備機器等の性能等を示す根拠資料	✓	
21	その他必要な書類	✓	
22			
23			

提出図書を確認の上、申請者確認欄にチェック(✓)
または添付状況を記入し空欄の無いよう全項目埋めて下さい。
なお、該当の無い項目は(--)または(/)を記入下さい。
提出図書の不備等により、事前相談提出の受付を
しかねる場合もございますので予めご了承下さい。

提出図書を確認の上、できるだけ以下の順番で提出するようお願いします。

図面、根拠資料等のサイズ(A4-A3)のまとまりを優先して下さい。

【標準計算で評価する場合の留意事項】

- 住宅については外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準のいずれかを仕様基準での評価(併用法)も可能です。
- 併用住宅等複合用途については住宅部分を仕様基準、評価書等による省エネ適判省略で評価することは可能ですが、建築物全体として省エネ適判対象となります。
→住宅部分の仕様基準が確認できる図書、評価書等の添付が必要となります。

備 考

岡山県建築住宅センター(株) Ver2.0

※標準計算(一戸建ての住宅で省エネ適判の手続きを要し省略等によらず計算によるもの)における必要図書等のチェック票です。